

現場代理人の常駐義務緩和措置の改正について

現場代理人については工事現場ごとに常駐するよう義務付けておりますが、次のとおり一部工事について常駐義務を緩和し、他工事との兼務を認めることとします。

1 複数の工事の現場代理人を兼務する場合の対象工事

工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和の対象となる工事は、本市^{*1}又は福島県及び他市町村（以下「福島県等」）が発注する工事で、次のいずれかの条件を満たすものとする。

ただし、福島県等が発注する工事との兼務にあたっては、本市及び福島県等がそれぞれ現場代理人の兼務を認めた場合に限るものとする。

(1) 近接工事等（次のいずれかに該当する工事）

① 近接工事

② 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事

(2) 工事場所が市内で、契約金額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の工事

2 兼務できる工事件数

(1) 本市が発注する他工事と兼務する場合

兼務できる工事件数は3件までとする。なお、近接工事等については1件とみなして加算する。

(2) 福島県等が発注する工事と兼務する場合

兼務できる工事件数は、それぞれの発注機関が定める兼務可能な件数のうち、最も少ないものをその上限とする。

3 留意事項

(1) 工事内容等により品質管理や安全管理に支障があると判断される場合には兼務を認めない場合があります。

なお、現場代理人の常駐義務緩和措置は、国などの公共工事等の兼務を認めるものではありません。

(2) 常駐義務緩和措置により複数現場を兼務することとなった工事現場において、次の事項を履行する必要があります。なお、履行されていないことが確認された場合は、緩和は認められません。

① 現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施工に関する事項を処理できる不在時責任者を指定し、必ず配置すること。

② 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。

③ 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。

- ④ 常駐義務の緩和の対象となる工事に係る連絡体制表を作成し、関係する監督員全員に提出すること。
 - ⑤ 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。
- (3) 常駐義務の緩和の対象となる工事が、次のいずれかに該当する場合は、(2)の①、②、③の履行は不要となります。
- ア 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合
 - イ 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合
 - ウ 他の工事が中止または休止となっている場合
- (4) 常駐義務の緩和の対象となる工事の現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は、直ちに当該現場代理人に対する常駐義務緩和措置を取り消すものとします。
- (5) 受注者が工事発注者から現場代理人の常駐義務緩和措置を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとします。
- (6) 常駐義務緩和措置を取り消された場合には、取り消された事由により一定期間、当該受注者に対する常駐義務緩和措置を認めないものとします。

※1 本市とは、いわき市水道局のほか、いわき市及びいわき市医療センターを含みます。